

豊島区地域保健福祉計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果

- ・実施期間 令和5年12月11日～令和6年1月10日
- ・周知方法 広報としま12月11日号掲載、区ホームページ掲載（実施期間と同期間）
- ・閲覧場所 区ホームページ、福祉総務課、行政情報コーナー、区民事務所（東・西）
各区民ひろば、各図書館
- ・受付方法 Eメール 17件、ファクス 0件 合計17件
- ・提出意見数 31件

※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、提出意見数と受付方法の内訳合計数は一致しません。

【内訳】

章	意見件数
第1章 計画の基本的な考え方	2件
第2章 計画の背景	6件
第3章 施策の方向	0件
第4章 施策の内容	14件
第5章 計画の推進に向けて	1件
豊島区の重層的支援体制について	2件
資料編	0件
その他（全体を通じての意見）	6件
合計	31件

◎ご意見の概要と区の考え方

第1章 計画の基本的な考え方

番号	項目 (計画該当頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	2. 計画の性格	「関連計画の根拠となる法令」の表中に、認知症基本法を追加してほしい。	1件	地域保健福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」として策定しております。認知症基本法で規定されている「認知症施策推進基本計画」とは異なるため、根拠法への記載は見送らせていただきます。

2	2. 計画の性格	計画期間の6年間で、国の状況等がどのように変化していくかわからないので、「この計画は区民の幸福と安全のために、必要があればその都度区民との合意のもとで変更を加えることがある」という記載があると良い。	1件	P5「計画の期間」及び P78「今後の改定に向けた考え方」において、社会経済状況に変化があった場合等には、必要に応じて、改定・見直しを行う旨の記載をしており、いただいたご意見の主旨は計画内に既に包含されているものと考えております。
---	----------	---	----	---

第2章 計画の背景

番号	項目 (計画該当頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方
3	2. 地域保健福祉を取り巻く豊島区の動向	国の動向として、健康日本21で「自然に健康になれる環境づくり」の記載があるが、豊島区の動向として、「誰もが健康で元気に暮らせるまちづくり」という項目を追加し、WHO、厚生労働省が推奨する「0次予防」の考えを記載してほしい。	1件	健康日本21や厚生労働省が推奨する「0次予防」の考えを踏まえ、本区では「ウォーカブルなまちづくり」を推進しております。計画内においても、施策⑩取り組み方針②に、「ウォーカブルなまちづくり」を推進し、自然に健康づくりができるまちを目指すことを明記しております。
4	(3) 区民ひろばの運営・取組	・「平成18年度より、～。」の一文は、既に前回の計画で謳われ完了しているため、削除しても良いのではないか。	1件	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた箇所については、 <u>現在の状況を踏まえた記載に変更させていただきます。</u>
5	(3) 区民ひろばの運営・取組	最近、運営協議会のNPO法人化が遅れているのではないか。全地区的NPO法人化の目標年度を教えてほしい。	1件	令和5年度の監査結果及び区議会において、NPO法人化の効果検証の指摘を受けたことから、検討委員会を立ち上げ、今後の区民ひろばのあり方を検討します。そのため、目標年度については、明示できません。

6	地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査	計画策定のために行った意識・意向調査で出された意見については、多数派の意見が反映されるケースが多いと思うが、少数のニーズにはどのように対応していくのか教えてほしい。	1件	調査結果については、意見の多寡に関わらず真摯に受け止め、現行の取り組みでは対応が不十分な部分については、可能な限り、本計画に新たな方針として盛り込むよう努めています。なお、具体的な取組については、各個別計画の中で記載させていただきます。
7	地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査	区民意識・意向調査やアンケートに、どういった設問があったのかなど、詳しく内容を知りたい。	1件	ご意見をいただいた区民意識・意向調査については、区役所内行政情報コーナーで閲覧できるほか、区 HP に詳細の内容を記載しております。 また、 <u>計画内にその旨記載させていただきます。</u>
8	ヤングケアラー実態調査	ヤングケアラー実態調査の結果を受け、どのように支援体制を整え、どのように支援をしていくのか、具体的な記載があると良い。 全体を通じて、具体的な記載があると良いと思う。	1件	地域保健福祉計画は、保健福祉分野の上位計画として、「共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、地域保健福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。具体的な取組については、各個別計画の中で記載させていただきます。

第4章 施策の内容

番号	項目 (計画該当頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方
9	施策① すべての区民を対象にした重層的な支援	施策① の目標は当たり前のことだが、その当たり前が完璧にできていないことが現状であり、生活課題がある人すべてを把握して、そのすべてに十分な支援を提供することはとてもむずかしい。 コミュニティソーシャルワークの基本を忘れずに当たり前を完璧にすること、すべての区民に十分な支援を提供することを目指すことが必要だと感じた。	1件	貴重なご意見をいただきありがとうございます。すべての区民の方が安心して日常を過ごせるよう、今後ともより有効な福祉施策を推進してまいります。

10	施策① すべての区民を対象にした重層的な支援	主な取組として「コミュニティソーシャルワーカーと関係部署・関係機関との連携強化」とあるが、「スマホ等を利用したネットワークの構築」など、より具体的な取組を入れて、毎年の進捗管理の対象にしてほしい。	1件	施策②の取組方針①において、インターネットツールの活用による関係機関とのネットワーク強化の推進について、記載しております。 また、ICTを活用した関係機関との連携が効果的・効率的に実施されているかについては、年1回、その時点で実施している具体的な取組状況を踏まえ、進捗管理を行っていきます。
11	施策② どんな悩みごとでも受け止める相談支援体制の構築	相談機関の情報発信は課題だと感じている。P45 コラム記事に情報発信の方法が記載されているが、相談機関の内容が書かれたチラシや SNS が小学生ぐらいの子どもに届いても、子ども一人で相談に行くのは難しいのではないかと思った。	1件	本区では、「豊島区子どもの権利条例」に基づき子どもの社会参加を支援することとなっており、子どもにもわかりやすい説明を行うとともに、子ども向けの情報発信を行う取組を行っています。 また、子ども一人でも相談できるよう、主に中学生以下の子どもを対象にした「子どもの声」を募集するなどの取組を行っています。
12	施策② どんな悩みごとでも受け止める相談支援体制の構築	コミュニティソーシャルワーカーをワンストップ相談窓口として機能させるため、ビデオ通話等を活用し、高齢者総合相談センターや区の担当者等と、その場で相談できる体制を整備してほしい。	1件	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、関係機関との連携を強化しながら、区民ひろばに配付されたタブレットを活用し、オンライン相談を行う等、その場で相談できる体制について検討していきます。

13	施策③ 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために	「ウォーカブルなまち」、歩くのが楽しくなるような環境とはどのようなことを考えているのか、教えてほしい。	1件	シンボルストリート（グリーン大通り、アゼリア通り）を軸に池袋駅東西に広がる歩行者空間の活用による賑わいや、アート・カルチャーが交流体験できるイベントの実施、歩きながら潤いを感じられるみどりや自然と触れ合える公園など居心地の良い緑化などにより、歩くのが楽しくなる環境を創出します。
14	施策③ 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために	豊島区には、外国人が多く住んでいるが、言語の問題だけではなく「文化的な理解を深める」「外国人が今よりもさらに利用しやすいサービスを提供する」等の施策を進めるなど、「外国人への福祉的サービスの提供のあり方」について推進してほしい。	1件	外国人に向けた取組については、主に施策③取組方針⑥に記載しております。 <u>令和6年度より区民相談窓口の外国人相談窓口の機能を拡大するなど、最新の取組を新たに追記させていただきました。</u> また、取組方針に基づき、外国人が地域活動に参加しやすくなる方策を検討するとともに、支援団体等との連携体制の強化、アウトリーチを含めた包括的な相談支援策について今後とも検討を進めています。
15	施策⑤ 問題の早期発見・早期対応の強化	【取組方針②地域における見守りの推進】 ICT を活用することで、24 時間 365 日見守りができるとともに、健康度の調査も行えると思うので、一人住まい高齢者で希望する人には、ICT を利用した見守りを実施してほしい。	1件	ICT を活用した見守りについては、コスト、高齢者のデジタルデバイドの課題、見守る方への負担という視点を踏まえ良い導入方法があるのかを検討してまいります。
16	施策⑨ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備	災害時に向けた取り組みとして、区全体の防災マップの作成には取り組んでいるのか。また、災害時要援護者に向けた防災マップの取り組みはあるのか。	1件	・区全体の防災マップとしては、避難場所や救援センターの位置、火災危険度、建物倒壊危険度など、区内の防災に関する様々な情報を掲載した、「豊島区防災地図」を作成しています。 ・災害時要援護者に向けた防災

				<p>マップの取り組みとしては、「コラム No21」に記載のとおり、避難行動要支援者一人ひとりについて、「個別避難計画」の作成を進めています。「個別避難計画」では、災害時にどこに避難するか、誰が支援するか、避難するときにどのような配慮が必要か等を定めるとともに、必要に応じて避難ルートも記載できるようになっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等、災害時に特に配慮が必要とされる方が、取り残されることのないよう、日頃の備えから避難、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めてまいります。
17	施策⑨ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備	<p>町会長にタブレットを配布し、要援護者の情報を配信し、災害時はそれに基づき、安否確認を行い、センターに返答するというしくみを導入すると良いと思う。</p> <p>町会長に貸与されている防災無線の耐用年数が切れるタイミングで、仕組みの導入を検討してほしい。今の紙ベースの名簿では、更新に時間がかかる。</p>	1件	<p>本区としましても、災害時に迅速な安否確認を行うため、ICTを活用することが重要だと捉えております。災害時要援護者への支援体制づくりを円滑に進めるため、本計画における取組を進めてまいります。</p> <p>なお、災害時要援護者地域共有名簿につきましては、災害による停電等を考慮し、紙媒体での提供としております。</p>
18	施策⑨ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備	主な取組として、「災害時の安否確認体制の整備」が掲げられているが、この部分に「要配慮者に限らず、できるだけすべての区民の安否確認につとめる」などの記載があると良いと思う。	1件	<p>全区民を対象にした防災政策については、豊島区地域防災計画に記載しております。</p> <p>本計画では、特に災害時要配慮者に対する支援体制について、記載しております。</p>

19	施策⑨ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備	区民ひろばにはコミュニティソーシャルワーカーが配置されているため、災害時に区民ひろばも避難所として活用できると良い。	1件	区民ひろばは、補助救援センターとして指定しており、災害時に救援センターにおいて収容可能な人数よりも多くの避難者が避難してきた場合には開設する計画となっております。
20	施策⑩ 福祉のまちづくりの推進	視覚障害者用誘導ブロックは、高齢者、車椅子使用者、ベビーカー使用者にとって、事故発生の要因となりうる。そのため、道路をフラットにし、視覚障害者が安全に歩行できるよう、音声誘導ができる仕組みを導入してほしい。	1件	視覚障害者誘導ブロックは視覚障害のある方にとっては、必要不可欠な重要な施設です。新しい音声案内システムの導入も効果的だと考えますが、整備には時間と経費が必要となりますので、誘導ブロックの促進にご理解ください。
21	施策⑩ 福祉のまちづくりの推進	若い人や外国人、地域で活動するNPOが多いなど、豊島区の特性を生かした福祉のまちづくりを考えるべきだと思う。	1件	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 福祉のまちづくりの推進にあたっては、区民の皆さまのご意見を伺いながら、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいと思える環境づくりを進めてまいります。
22	施策⑩ 福祉のまちづくりの推進	地域活動が区民に広がっていくためには、地域活動の新たな切り口での活動案と、宣伝する方法が大切だと思う。 また、外国籍の方や、高齢者などで、現代の情報収集についていけない方もいると思うので、情報アクセシビリティを強化しておくことで、地域においての区民の孤立や取りこぼし、排除を防ぐことができると考えられる。	1件	ご指摘いただいたとおり、情報アクセシビリティの強化は重要であると考えております。 外国籍の方、高齢者、障害者、子どもといった、対象者ごとに伝わりやすい情報発信の方法を検討し、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化に努めてまいります。

第5章 計画の推進に向けて

番号	項目 (計画該当頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方
23	2. 地域保健福祉計画の進捗管理	地域福祉計画は、広域で分野を横断的に考える総合的な計画であるため、多方面からの視点で評価を行う必要があることや、長期的な実施を行うことで成果が出るという特性があることなどから、評価が難しいと思う。	1件	地域保健福祉計画には、「施策」、「取組方針」、「主な取組」を記載していますが、具体的な事業や取組は記載しておりません。そのため、「主な取組」に関連する事業や取組をそれぞれ個別に評価し、平均値を算出する方法で進捗管理を行っています。

豊島区の重層的支援体制について

番号	項目 (計画該当頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方
24	豊島区の重層的支援体制について	フロー図における、最初の相談場所として、「豊島区にある福祉相談窓口」が掲載されているが、区役所に行かなければ相談できない流れを変更できないか。 高齢者、車椅子使用者、ハンディキヤップがある人が気軽に相談できるよう、区役所よりも身近なところに相談窓口があると良い。	1件	区民の方の相談先としては、施策②に記載のとおり、区役所窓口以外にも、民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)などの身近な地域の相談先や、高齢者総合相談センター、障害相談支援事業所等の専門相談支援機関などがあります。 これらの相談先・相談機関と連携を図るとともに、インターネットツール等を活用することにより、区役所に行かなくても相談できる体制を整備していきます。
25	豊島区の重層的支援体制について	P85の図に「CSW」という言葉が出てくるが、「CSW」が「コミュニティソーシャルワーカー」の略語だとすぐにわかる区民は少ないと思う。そのため、文章の「コミュニティソーシャルワーカー」のところに「(CSW)」を必ず入れてほしい。	1件	ご指摘いただきましたとおり、 <u>「コミュニティソーシャルワーカー (CSW)」という表記に統一させていただきました。</u>

その他（全体を通じての意見）

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
26	地域保健福祉計画には、地域課題に関して関係機関や専門職が今後どうアプローチしていくのかが中心に書かれているが、もっと住民視点で見た支援の展開やアプローチの記載があつても良いのではと思った。	1件	<p>「地域保健福祉計画」は、地域保健福祉に共通する基本的な考え方や横断的な取組の方向性について記載する計画となっております。一方、豊島区民社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」には、地域福祉の担い手が主体となって地域の課題解決に取り組むための具体的な行動を記載しています。この二つの計画は車の両輪の関係にあり、施策の一部を共有し、お互いが補完・補強し合うことで地域保健福祉の推進を目指しています。ご指摘いただきました、住民視点で見た支援の展開やアプローチなどについては、地域福祉活動計画に記載されておりますので、本計画と合わせてご確認いただけたと幸いです。</p>
27	社会的孤立や孤独死といった問題に対処するための地域住民との連携強化策について、具体的に豊島区の地域特性を踏まえた取り組み例があるとよい。	1件	孤独・孤立の問題に対しては、令和6年度に孤独・孤立対策のための協議会を発足し、豊島区の地域特性を踏まえた取り組みについて具体的に検討していく予定です。
28	地域のニーズを具体的に把握し、それに基づいて包括的な施策を打ち出していると思うが、実施の過程での課題や、予算面での制約なども存在すると思うので、地域住民との対話や関係機関との連携強化だけでなく、デジタル技術の活用や民間企業との連携など、新たな視点からの取組についても、記載してほしい。	1件	デジタル技術の活用や民間企業との連携などについては、本区としても、推進していきたい取組だと考えております。本計画の施策⑩に記載のとおり、ICTを活用した情報アクセシビリティの強化を進めていくとともに、施策④取組方針③に記載のとおり、地域活動団体等との協働と連携を進めています。
29	男性に対する支援が少ないと感じた。すべての人が安心して共生できるよう、連携と協働により継続的に支える仕組みの構築を目指すならば、男性の子育て支援なども考えていく必要があると考える。	1件	貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、男性の子育て支援については、区でも課題だと認識しており、妊娠期からの男性育児支援等の取組を進めているところです。具体的な取組内容については、各個別計画の中で記載させていただきます。

30	全体的に分かりやすく計画が組まれているが、この計画を地域住民に知ってもらうためにどのような取り組みをしているのかが気になった。	1件	区 HP での掲載のほか、区民参加型のイベント等での紹介、概要版の配付等をおこない、幅広い区民の方へ本計画を周知し、区の取組を紹介していきます。
31	具体的にどのような施策を展開していくのか、個別計画としっかり整合性を図ってもらいたい。また、計画に基づき事業を進めるにあたっては、行政だけで進めるのではなく、地域で活動している様々な団体と協力して進めていくてほしい。	1件	各関連計画は、本計画との整合性をはかるため、関係各課と連携して策定を進めています。また、各計画の策定にあたっては、地域の関係団体や区民の方を策定委員として招聘し、地域の方々のご意見を取り入れながら、協力して事業を進めております。